

## 飼育動物診療施設の開設届（往診診療者等）

年 月 日

鳥取県西部家畜保健衛生所長 様

住 所  
氏 名

印

獣医療法第3条の規定により、下記のとおり届出します。

### 記

- 1 往診診療者等の氏名及び住所（往診診療者等が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに往診診療者等が獣医師である場合にあってはその旨
- 2 往診診療の業務を開始した年月日
- 3 診療用機器等の種類及び所有・借受けの別
  - （1）覚せい剤取締法第2条第5項に規定する覚せい剤原料
  - （2）麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬及び同条第6号に規定する向精神薬
  - （3）エックス線装置
- 4 管理者の氏名及び住所（往診診療者等が獣医師であって診療用機器等を管理しているときはその旨）
- 5 診療の業務を行う獣医師の氏名
- 6 診療の業務の種類  
産業動物・小動物・その他（ ）
- 7 その他
  - （1）往診診療者等が法人の場合は、定款の写しを添付する。
  - （2）管理者及び診療の業務を行う獣医師全員の免許証の写しを添付する。